

日本の地域通貨制度*

——現状と課題——

河 合 正 弘
島 崎 麻 子

概 要

近年、日本において地域通貨制度（community currency systems）が急増しており、かつ多数の非営利組織（NPO）がこの制度の導入を検討している。日本の地域通貨制度の多くは、経済的、経済外的なメリットの追求をめざして導入されてきた。その歴史がまだ浅いことから、地域通貨が参加者や参加コミュニティに与えてきた経済的なメリットを測定することは現時点では困難だが、この制度は地域社会における互恵的な、市場では取引されにくい財・サービスの取引を通じて、人的交流や相互扶助の精神を深め、ボランティア活動・環境保護活動の促進など経済外的なメリットをもたらしてきたといつてよい。地域通貨制度は、コミュニティー・レベルでの結束、連帯、ネットワーク強化など地域的な「社会資本」を作り出す上で有用な道具となる可能性を持っている。

公共政策的な観点からは、地域通貨制度は国民経済全体に対して、少なくとも初期の段階においては重大な影響を与えるものではない。地域通貨制度は現状の規模を極めて大きく上回らない限り、一国の経済運営にとって脅威となることはなく、中央・地方政府は支援することはあるが、それに歯止めをかける目的で干渉すべきではない。

キーワード

地域通貨制度、非営利組織、地域的な社会資本、信用と信頼性、公共政策

* 本稿は、2002年2月20-22日にバンコクで開催された国際会議“Alternative Economic Systems in Asia: Challenges of Community Currency Systems”（アジアにおけるオールタナティブな経済システム——地域通貨制度の挑戦）において著者達が発表した英文論文（Kawai and Shimazaki, 2002）を翻訳し、大幅に改訂したものである。本国際会議は、シンガポールのナンヤング工科大学コミュニケーション学部アジア・メディア・インフォメーション・コミュニケーション・センター（Asian Media Information and Communication Centre, AMIC）が、笹川平和財団の支援を受けて主催したものである。本稿の作成にあたっては、日本の22の地域通貨グループからアンケートへのご回答をいただき、また泉留維、小野善康、粕谷宗久、中田和幸、西部忠の各氏から地域通貨制度に関する有用なご意見をいただいた。さらに、同上国際会議のオーガナイザーを務めたホセ・マ・G・カルロス氏とホセ・トンゾン氏、及び多数の会議参加者からは論文に対する建設的なコメントをいただいた。ここに記して感謝の意を表したい。本稿における解釈と意見にあたる部分は著者達個人のものであり、必ずしも日本政府の見解を表すものではない。

I. はじめに

近年、日本においては地域通貨制度（community currency systems）が急増しており、新聞等のマスメディアでもしばしば取り上げられている。また、多数の非営利組織（Non-profit organization, NPO）が今後この制度を導入することを検討している。日本の地域通貨制度に関する研究も徐々に始められており、この制度が急増した背景や日本における地域通貨の役割や機能についての理解がもたれてきた。特にその役割や機能については、北アメリカやヨーロッパにおける LETS（地域交換取引制度、Local Exchange Trading System）、イサカアワー等の成功事例と比較の上で論じられることが多い。

本稿では、日本の地域通貨制度の現状、近年の急増の要因、これまでの経験によって得られた教訓、今後の課題等について論じる¹⁾。本稿の作成にあたって、我々はまず、既存の文献及び地域通貨グループに関するウェブサイト上の調査を行った²⁾。次いで、インターネットや新聞などを通じて2001年12月末時点での具体的な活動を把握することができた46の地域通貨を特定し、そのうちメール・アドレスないし住所が判明した37グループに次の質問項目を送付した。

- (1) 実施されている地域通貨の規模（人数、取引件数、発行残高）について、教えてください。
- (2) 地域通貨の導入により、地域にどのような変化がありましたか。改善された点など、具体的に教えてください。
- (3) 導入段階及び実施段階において直面した問題点があったら、教えてください。
- (4) 地域通貨が成功するための条件は、何だと思いますか。もしあったら、具体的にご説明ください。
- (5) 今後は、どのような方向への展開を企図していますか。例えば、他の地域通貨との連携（の強化）などをお考えですか。
- (6) 地域通貨を成功させるために必要な行政等による政策、支援策があったら、具体的に挙げてください。
- (7) 地域通貨を導入したきっかけを教えて下さい。

1) 本稿では、さわやか福祉財団や日本ケアシステム協会、ニッポンアクティブ・ライフ・クラブ（NALC）等の行っている時間預託制度は、単位を持った通貨でないことから地域通貨には含めないこととする。

2) 日本の地域通貨制度に関する有益な情報は、次のウェブサイトで得ることができる。広田裕之氏のホームページ（<http://www.3.plala.or.jp/mig/japan-uk.html>），エコマニー・ネットワークのホームページ（<http://www.ecomoney.net/index.html>），さわやか福祉財団ホームページ（<http://sawayakazaidan.or.jp/chiikitsuka/link.html>）などがそれである。

- (8) 1990年代後半ないし2000年代始めに地域通貨を導入した理由を教えて下さい。
- (9) 日本各地で地域通貨が広まったきっかけは、何だと思いますか。社会的、経済的な要因なども含めてご意見をお聞かせください。
- (10) 特に1990年代後半以降という時期に、日本で地域通貨が広まった客観的な理由は何だと思いますか。

上記のアンケート調査の結果、22の地域通貨グループから回答を得た³⁾。加えて、日本の研究者・政策担当者との面談やメールのやり取りを通じて、彼らの日本の地域通貨に関する意見を知ることができた⁴⁾。本稿は、こうした文献調査、アンケート調査、及び研究者・政策担当者による見解をもとに、日本の地域通貨の理論的背景、現状、課題を分析・検討したものである。

II. 日本の地域通貨制度の現状

日本ではこれまで全国各地で地域通貨制度が導入されており、準備段階のものを含めると地域通貨を運営するグループ数は160以上に上ると言われている。表1は、2001年末にインターネットや新聞などを通じて活動状況を把握することができ、かつ活動中であることが確認された地域通貨グループ46団体の主要な特徴をまとめたものである。具体的には、地域通貨名、流通範囲、運営グループ名、目的、参加者（メンバー）数、開始時期、通貨の形態、その他の特徴について整理されている（これらの情報は2002年5月末に更新されている）。

日本における地域通貨制度の多くは、ごく近年において導入されたものである。最も早く活動を開始したといわれる地域通貨「だんだん」は、1995年7月にアメリカ合衆国のタイムドラーの支援を受けた「NPO 法人タイムドラー・ネットワーク・ジャパン」によって開始された。日本の地域通貨の先駆けとされている「ピーナッツ」や「おうみ」が導入されたのは、1999年のことである。その他の地域通貨の大部分は2000年または2001年に活動を開始しているが、試行段階にとどまっているものも多い。「クリン」、「ぱれつ」、「善」、「ZUKA（づか）」のように、日本独自の地域通貨である「エコマネー」を採用しているグループもある（図み記事参照）。

3) アンケートに回答いただいた地域通貨は、アスタ、EGG、エンバサ、おうみ、ガル、キヨートレッツ、クリン、コール、せと、千姫、善、だがあ、パールレッツ、ぱれつ、ピーナッツ、ポート、未杜、yufu、夢たまご、よかよか、LETSチタ、わくわくである。

4) これらの研究者・政策担当者とは、泉留維（東京大学大学院博士課程）、小野善康（大阪大学社会経済研究所教授）、粕谷宗久（日本銀行調査統計局）、中田和幸（財務省大臣官房総合政策課課長補佐）、西部忠（北海道大学大学院経済学研究科・経済学部助教授）の諸氏である。

表1 日本の地域通貨制度

(2002年5月末現在)

通貨の名称	地域	団体名	目的	参加者数	開始時期	通貨の形式	その他
だんだん	愛媛県越智郡関前村	民間奉仕グループ「だんだん」	地域の活性化、相互扶助	70人	1995年7月	コイン	1だんだん=30分間の労働 アメリカで生まれた相互扶助システム 「タイムドラー」を日本流にアレンジ。 チップが足りなくなった場合には、事務局から追加で受け取ることができる。
ピーナッツ	千葉県	特定非営利活動法人千葉まちづくりサポートセンター	地域コミュニティーの活性化	500人	1999年2月	通帳	1Pea=1円 1時間の労働=1,000Pea
おうみ	滋賀県草津市	特定非営利活動法人地域通貨おうみ委員会	地域の活性化、相互扶助	200人	1999年9月	紙券*	1おうみ=100円。年間取引件数は、 500件。 発行残高は6700おうみ(67万円相当)。 *もとは公共施設運営ボランティアに対する施設利用券
だがあ	鳥取県松江市	『だがあ』俱楽部	地域における相互扶助	60人	1999年10月*	紙券	*1999年10月～2000年3月実験、2000年3月本格的に開始
ハートマネー安曇野リンクレインボーリング	長野県南安曇郡穂高町	安曇野ハートピース事務局	地域の活性化、相互扶助	50人	1999年12月	財担保証券	
クリン	神奈川県	ラインボーリング運営委員会	調和のとれた循環型社会の創造	--	2000年1月	バランスシート	
ガル	北海道苫小牧市	ガル委員会*	介護・福祉・環境・教育・まちづくり研究会	570人	2000年2月*	紙券・ポイントカード	行政が積極的に関与。 1,000クリン=1時間の労働 *2000年2～3月第一次実験、9～11月第二次実験、2001年9月～2003年3月第三次実験
							1ガル=10円 取引件数は、1000件

					*「苦小牧の自然を守る会」が母体
LET'S チタ	愛知県半田市	レッツチタ	地域の活性化、相互扶助	2000年4月	通帳と借用証書 1チタ=1円 2001年度の残高合計は+が272,483チタ、-が262,834チタ
アスタ	兵庫県神戸市	まちづくり NPO アスター	住民のコミュニティーづくりと商店街の活性化	2000年4月	紙券 アスタくにづか1・2番館（震災復興再開発ビル）内及び周辺清掃等をしたアスターあるいは有料ボランティア代金として支払われ、ビル内で金券として使える。2002年5月末現在は、ほぼ休止中。
夢たまご	富山県富山市	富山社会人大樂塾	ボランティア活動の活性化	2000年4月*	紙券 2カ月間の取引件数は、142件 発行残高は、936夢たまご *第一次実験開始、2001年10月～2002年3月第二次実験
yufu	大分県湯布院町	地域内交易システム yufu	地域コミュニティーの実現	2000年4月	借用証書
八ヶ岳大福帳	山梨県高根町	八ヶ岳大幅帳	地域の活性化、相互扶助	2000年5月	通帳
わくわく	愛媛県新居浜市 大島	特定非営利活動法人 わくわくアイランド 大島	島民間の相互扶助	2000年5月	紙券 大島は人口373人の高齢化が進んだ過疎地域。 取引件数は、917件、発行残高は83
となりぐみ	愛媛県松山市	ボランティアグループとなりぐみ	都市部における相互扶助、世代間交流	2000年5月	紙券 松山市にある2つの医療福祉専門学校の生徒が中心の会で若者が主力
WAT 清算システム	全国	ワット友の会*	既存の CCS の問題（運営費用、持続性）の解決	2000年8月	借用証書 1 WAT=市民共同自家発電費用 1 kwh=100 yen *ゲゼル研究会
ZUKA (づか)	兵庫県宝塚市	宝塚エコマネー実験	まちづくり	2000年8月*	紙券 研究会の構成は、まちづくり協議会、宝塚市、宝塚 NPO センター、NTT 西

エンバサ	高知県高知市	菜園場商店街振興組合	商店街活性化	100人	2000年8月*	紙券
ブナヘン	北海道黒松内町	くろネット*	環境保全、地域の活性化	100人	2000年9月	通帳
ダニー	長野県下伊那郡	「地域通貨をはじめ る会事務局」	地域の活性化、相互 扶助	--	2000年10月	通帳
らく	兵庫県神戸市	コミニティ・サポートセンター神戸 (CS 神戸)	相互扶助、交流促進	25人	2000年10月	紙券
キヨートレッ ツ	京都府京都市	キヨートレッツ	--	75人	2001年1月	通帳
Egg	静岡県清水市	清水駅前銀座商店街 振興組合	商店街内の相互扶助	30人	2001年2月	コイン
すまいる	岐阜県大垣市	マイスター俱楽部*	ボランティア活動の 活性化	--	2001年2月**	紙券
LETS なーも	愛知県名古屋市	LETS 東海研究会	地域の活性化、相互 扶助	50人	2001年3月	

日本、(株)野村総研、研究者。
 *2000年8～10月第一次実験、2001年
 6～11月第二次実験

最初は祭りへの協力者に支払う。その後
 は、商店街の企画する地域活動や各商店
 の要望への協力に対して支払う。
 発行残高200,000
 *2000年8～12月実験

*正式名称：黒松内21世紀のエコミュニ
 ティ・ネットワーク

*正年間取引件数は、811件
 取引総額は、625,486ポイント（1ポイント＝1円）

「大垣すまいる日記（小中学生1250人対
 象）」を併用。
 *岐阜経済大学、大垣駅前商店街振興組
 合、大垣地域産業情報研究協議会の共同
 研究室
 **2001年2月～02年3月試用

よかよか	福岡県福岡市	地域通貨「よかよか」実行委員会	地域活性化	25人	2001年3月	通帳	
パールレツツ	長崎県北部	ペールレツツ普及運営委員会	地域における相互扶助	15人	2001年3月*	通帳	*実験開始
COMO	東京都多摩地区	COMO 俱楽部*	コミュニティーの活性化	74人	2001年4月	紙券	*多摩ニュータウン学会コミュニケーション部会が母体
あわあ	徳島県阿波郡阿波町	阿波町タイムダラーレ研究会	地域における相互扶助	25人	2001年4月	紙券	行政と住民が協力し合って組織した「思いやりのまちづくり部会」のメンバーが中心になって発足
ポート	三重県四日市市	寺子屋プロジェクト	市民活動・NPO活動の活性化、支援	--	2001年5月	借用証書	
コール	福岡県大牟田市	地域通貨コール実行委員会事務局	地域交流の再生	54人	2001年5月*	通帳	福祉のまちづくりをめざす市民団体「福祉で町がよみがえる会」の主催でトライ期間をスタート。 年間取引件数300件*試用開始
せと	香川県高松市	高松 LETS 事務局		44人	2001年6月	通帳	半年間の取引件数は、約200件 自主発行額は200,000円と
福	神奈川県川崎市	川崎区エコマネー研究会	地域コミュニティーの活性化とボランティアのネットワーク化	80人	2001年7月*	紙券	*2001年7月～9月実験
善	神奈川県藤沢市	善行エコマネー研究会	コミュニティーの活性化	83人	2001年7月*	紙券	第一次実験時の発行残高は、830,000円(10,000円／人)、事務局で把握した取引件数は、234件。
優	高知県高知市	はりまや橋商店街振興組合	高校生と地域の交流	--	2001年7月	通帳	*2001年7月～2002年1月第一次実験、 2002年4月～第二次実験 高知商業高校生徒、教職員、PTAおよび商店街関係者（生徒→商店街：お手伝

					い商店街→生徒：割引やサービス生徒や 先生間：パソコン教室や補習)
未社（みと）	兵庫県氷上郡	新しいコミュニティ を創造する会	ネットワークづくり 85人	2001年7月*	第一回流通時の取引件数は、70件 *2001年7月～12月第一回流通、2001 年12月～2002年6月第二回流通
もつけ	山形県鶴岡市	鶴岡エコマネー研究 会*	コミュニティーの再 生	145人	2001年8月 紙券
クラブ	東京都*	23区南生活クラブ 生活協同組合	相互扶助	70人	2001年9月 通帳
まゆ	長野県上田市	蚕都くらぶ・まゆ	地域の活性化、相互 扶助	40人	2001年11月 通帳
りば	兵庫県加古川市	加古川エコマネー実 験研究会*	ネットワークづくり、45人 ボランティア活動活 性化		2001年11月** 通帳
ぱれつ	静岡県	ふじのくに NPO 活 動センター＆コマネ ー推進委員会	ボランティア活動活 性化／NPO 活動セ ンター利用者及び利 用団体相互扶助	61人、 3団体*	2001年10月**
アースディマ ネー	東京都渋谷区	オープソマネープロ ジェクト*	環境保全／地域のコ ミュニティー形成	--	2001年10月 ～2002年4月 ポイントカード

千姫	兵庫県姫路市 (兵庫県西部を中心全国)	姫路 IT エコマネ ー アクション千姫プロジェクト	ネットワークづくり (パートチャル・コミュニケーション) 環境活動	199人	2001年10月	電子マネー	姫工大岡田ゼミ、兵庫デジタルSOHO事業協同組合(HP管理、システム開発), 姫工大大学生協(エコポイント), JCおよび近隣住民の有志がコアメンバーゼミとメーリングリストで研究会を運営。
Bee (ビー)	宮城県仙台市	ビーズネット	コミュニティーにおける相互扶助	12人	--	通帳	
い～な	長野県伊那市	伊那市エコマネー研究会	地域の活性化、相互扶助	--	--		事務局を社会福祉協議会職員が担当
YU	長野県諏訪郡原村	--	地域における相互扶助	--	--	通帳	

囲み記事——日本におけるエコマネーの取り組み

エコマネーは、エコマネー・ネットワーク代表の加藤敏春氏によって提唱された地域通貨であり、多数の地域通貨グループによってすでに導入されている。エコマネーは多くの場合、行政からの支援を受けた市民グループによって発行され、通貨形態は紙券であることが多い。地域通貨グループに加入した参加者（メンバー）は、最初に一定額のエコマネーを受け取り、自分が提供できるサービス及び受けたいサービスを申告する。それと同時に、他のメンバーが提供できるサービス及び受けたいと思っているサービスのリストを得る。このリストをもとにメンバー同士で連絡を取り合い、お互いにとって望ましいサービスの交換に関する交渉を行う。グループの多くはエコマネーの有効期限を定めることで、メンバー間のエコマネーの流通を促進している。メンバーはある特定地域の住民に限られており、エコマネーによる取引は、多くの場合、介護、子育て、買い物代行や送迎、様々な事柄に関する相談や指導等で、市場では取引されにくいサービスに限定されている。これらは、かつて大家族や地域社会（コミュニティ）の成員によって提供されていたサービスだが、今日ではそうした家族内のつながりや地域住民のネットワークは失われつつある。エコマネーは、こうした地域社会における相互扶助の仕組みを再構築することを目的として導入され、メンバー間のサービス取引を媒介することで地域内の交流を深める役割を果たしている。

・ 地域通貨グループの組織と目的 日本で地域通貨制度を運営しているグループは、大きく二つに分類することができる。一つは市民主導の団体であり、もう一つは行政主導の下で組織された団体である⁵⁾。前者の例としては「ピーナッツ」、「おうみ」、「だがあ」があり、後者の例としては「クリン」や「ZUKA（づか）」が挙げられる。地域通貨グループの目的は多様で、地域経済や商店街の活性化、地域社会（コミュニティ）における相互扶助や人的交流の促進、ボランティア活動の普及、ネットワークづくりやまちづくりの促進等を目的としている。地域通貨の規模はグループによって大きく異なり、参加者（メンバー）数は12人から約500人と幅がある。参加者数の25%分位点は40人、75%分位点は120人であり、半数のグループの参加者数は40-120人の範囲内である。地域通貨グループのメンバー以外でも地域通貨が使用できるケースでは、実際に地域通貨を使用する人数は示された参加者数を上回ることになる。

通貨形態 通貨形態は、主に紙券、コイン、通帳、借用書の四種類に大別される。これらの通貨形態は、個々のグループが採用している通貨の発行方式と密接に関係している。発行方式としては「集中発行方式」と「自律分散的発行方式」があり、前者では紙券又はコイン、後者では通帳又は借用書が使用される⁶⁾。紙券、コインを採用しているグル

5) 地域通貨（community currency）の“community”という言葉は、必ずしも地理上の「社会」（コミュニティ）を指すとは限らない。例えば「環境保護」のような同一の価値観や関心、信条、主義を共有するグループを指すこともある。

6) 西部（2000）及びNishibe（2001）によると、「集中発行方式」はイサカアワーやWIR（ヴィア）、RGTが採用しており、この方式の下では管理者または委員会が通貨を発行する。一方、「自律分散的発行方式」も

では、メンバーは加入時に一定額の地域通貨を受け取る。この一定額を操作することで、地域通貨の発行団体は全通貨供給量を管理することができる。これは「集中発行方式」と呼ばれ、「おうみ」、「善」、「だがあ」、「夢たまご」などで採用されている。通帳を採用している団体の場合、メンバーは加入時に残高がゼロと記載された通帳を受け取り、取引を行うたびにその通帳に支出又は収入を記録していく。一方、借用証書の場合は、買い手が財・サービスを購入する際に売り手に対して借用証書を発券する。売り手は、財やサービスを購入する際に、その借用証書を支払手段として用いることができる。このように「自律分散的発行方式」の下では、メンバーが財・サービスを購入する際に通帳又は借用証書を通じて地域通貨が発行される。この方式は、「ガル」、「キョートレッツ」、「コール」、「せと」、「パールレッツ」、「よかよか」などで採用されている⁷⁾。

交換される財・サービスの種類 日本では、地域通貨で取引きされる財やサービスの範囲は限定されていることが多い。地域通貨は多くの場合、福祉、教育、環境保護、文化活動といった分野のボランティア的なサービスや、市場では取引きされにくいサービスの取引にのみ使用が限定されている。具体的なサービスの例としては、高齢者介護、子守り、留守番、コンピューター指導等が挙げられる。この他、参加者が生産した財やリサイクル品が取引きされることもある。これらのサービスや財は参加者によって提供されることから、地域通貨はコミュニティー内の物々交換を促進する働きをしていると考えられる。この他、地域通貨グループに参加している商店や生産者が提供する普通の財・サービスの購入の際に、全額または一部支払いに用いることができる地域通貨もある。

財・サービス取引における価格決定 日本の地域通貨を用いた財・サービスの取引における価格の決定方式としては、少なくとも次の二通りがある。第一は、売り手と買い手の間の交渉によって価格を決めるというものであり、エコマネー等の多くの団体がこの方法を採用している。団体によっては、労働時間、または円に換算した場合の目安を示しているものもある。第二は、サービスの提供や財の生産にかかる労働時間ないし円に基づく価格を明示的に定めるという方法である。価格が円で定められる場合と比べ、価格が労働時間のみによって決められる場合には、品質など財・サービスの他の特質を価格に反映させることが難しくなる。

しくは「相互貸借方式」は LETS やタイムドラーで採用されている。これらの地域通貨の管理者は取引による売り手と買い手の残高の変化を口座に記録するだけであり、買い手が自発的な意思により通貨を発行することになる。

7) また、日本の地域通貨は日本円に交換することはできない。円との交換性は「紙幣類似証券取締法」(財務省所管)に反する可能性がある。

論 説

買い手と売り手のマッチング 地域通貨を用いたコミュニティー内での財・サービス取引を促進するためには、特定の財・サービスの潜在的な買い手と売り手をうまくマッチングさせる仕組みを構築することが不可欠である。多くの地域通貨グループでは、各メンバーが提供すること又は受けることを希望する財・サービスを一覧表にしたリストを作成し、メンバーに配布している。この他、専属のコーディネーターを設置したり、定期的に交流会を開いて参加者間の親睦を深めることで取引の円滑化を図っているグループもある。インターネットを活用しているグループもあり、「クリン」では需要と供給をマッチングさせるためのコンピューター・システムを構築している。「COMO」や「ブナーン」では、メーリング・リストを活用して提供したいサービス又は受けたいサービスの内容、日時等の情報の交換を行っている。

III. 日本における地域通貨制度導入の背景

1. 理論的背景：国民通貨と地域通貨

国民通貨制度のメリット 通貨の機能としては、通常、価値尺度、支払手段、価値保蔵手段の三つが挙げられる。国民通貨が各国民経済において、これら三つの機能を備えていることは明らかであり、米ドル、ユーロ、日本円のような主要な国民通貨は国際的にもこれらの機能を果たしている。よく知られているように、信用度の高い国の国民通貨など一般受領性をもつ通貨は、情報コスト及び取引コストを節約させ、通貨の流通地域における財・サービスの効率的な交換を促進する。通貨が存在しないとすると、財Aを消費したいと考える財Bの生産者は、財Aを売って財Bを手に入れたいと考えている取引相手を見つけなくてはならない。しかし、このような取引相手を見つけられることは稀であり、「二重の一一致」(double coincidence) という困難な問題が生じる。しかし、通貨が存在すれば、生産者は自らの財・サービスを売ってそれと引き換えに通貨を手に入れ、その通貨で欲しいものを買うことができるため、「二重の一一致」の問題を解消することができる。

市場経済が発達している国では必ず、効率的に機能する国民通貨システム及び銀行部門が存在する。国民通貨システムを維持するために様々な法的な制度・枠組みが設けられており、例えば法定通貨の制度、中央銀行制度、国内銀行制度、最終決済制度、健全な金融政策等が挙げられる。そのことは、各国民に対して、国民通貨を安心して受容し、経済的な取引に用いるインセンティブを与える。通貨は、その通貨制度がうまく機能すると信じている人々の数が多くなるほど、使用・保有することの便益は大きくなる。ここでの

便益とは、価値を測る共通単位の提供、通貨の一般的受領性、情報コスト及び取引コストの節約、取引の匿名性等を指す。

アメリカ合衆国やカナダ、イギリス、オーストラリア、日本といった国々では、このように非常に効率的な国民通貨システムが機能しているにも関わらず、なぜ地域通貨が導入されてきたのだろうか。地域通貨とは限らないが、過去に国民通貨以外の「通貨」が導入された例としては、第一次世界大戦後のワイメアル共和国や1980年代のラテンアメリカのいくつかの国々のように、ハイパー・インフレーションによって国民通貨の価値が大きく損なわれたときが挙げられる。この他、かつてのソビエト連邦の末期のように政府が崩壊したとき、あるいは、最近のアフガニスタンで見られたように内戦がおこったときなどにも見られる。つまり、国民通貨制度が信頼性を失うと、それが他の「通貨」ないし「擬似通貨」——マールボロのような煙草や米ドルなどの外貨——によって代替されうるのである。

国民通貨制度の不完全性 地域通貨導入の理由としては、経済的な理由と経済外的な理由が挙げられる。経済的な理由としては、国民通貨制度の不完全性、すなわちそれが完全に効果的に機能していないと考えられていることが挙げられる。具体的には、一般市民とは無縁の投機活動が国民通貨の価値を不安定化させること、金融政策の決定において地域社会の経済状態が十分考慮に入れられること、流動性制約を持つ個人に適切な通貨の供給が行われないこと、地域社会に特有な財・サービスの売り手と買い手を適切な情報コスト及び取引コストで結び付けることができにくいこと等である。

国民通貨を発行・管理する通貨当局は、国民経済全体の状況を分析して金融政策を実行するが、その際、国を構成する全ての地域社会の経済状態を完全に考慮に入れることは困難である。なぜなら、地域によって経済状態が異なる可能性があり、ある地域では経済状態がよくても他の地域では悪いということが同時に起こり得るからである。このため、一つの特定の金融政策が、全ての地域住民にとって望ましいものになるとは限らない。また、全ての国民に十分に通貨が供給されず、家計や中小企業、個人が流動性制約に直面する可能性も考えられる。「情報の非対称性」の問題により、採算性のあるプロジェクトを進めようとする——返済能力をもつ——企業家が、それに必要な資金を通貨制度の要をなす商業銀行から融資してもらえないということが起こりうるのである。

地域通貨制度の経済的なメリット 地域通貨は、上記のような国民通貨制度の不完全性を解消又は軽減し、それを補完する役割を果たすことができると考えられる。(表2は、国民通貨制度とイサカアワー、LETSに代表される地域通貨制度の特徴を比較している。) 地域

論 説

表2 国民通貨制度及び地域通貨制度の比較

	国民通貨制度	地域通貨制度	
		イサカアワー	LETS
発行単位	日本円, US ドル, ユーロ, タイバーツ等	時間 1 時間= 10 US ドル	グリーンドル 1 グリーンドル= 1 ドル (国, システムによって異なる)
発行主体	中央銀行	イサカアワーズ委員会	取引当事者, メンバー
通貨の形態	法定通貨(紙幣, コイン, 要求払い預金)	紙幣	ミューチュアル・クレジット
決済方式	銀行制度を通じた最終決済	決済なし	物々交換を通じた多角的な清算
流通範囲	国内(国際貿易及び外国)	イサカ市内 (会員資格は必要なし)	LETS の通貨コミュニティー内
取引される財・サービス	全ての財・サービス	限定された財・サービス	より限定された財・サービス
財・サービスの価格決定方式	市場により決定	交渉による価格決定/市場により決定	交渉による価格決定
名目利子率	プラス	ゼロ	ゼロ(マイナスの場合もあり)
目的	国家の経済的繁栄のために通貨安定維持	イサカ市の経済及び地域の活性化	メンバーのネットワーク化と地域のきずなの強化

出典: 泉(2000, 2001)を一部改変。

通貨制度のメリットとしては、次のような点が挙げられる。すなわち、国民通貨のように投機や予測せざるショックの影響を受けることが小さく安定した価値を維持できる点、地域の経済活動を活性化させうる点、銀行融資を十分に受けることができない住民に地域通貨を流動性として提供できる点、地域社会特有の財・サービスの潜在的な売り手と買い手を結び付けることができる点等がそれである。とりわけ、高齢者介護や子育て等の分野における相互扶助といった、地域住民に密着したサービスの需要と供給を結び付けることができる点が重要である。

また、福重(2001)で指摘されているように、地域通貨の発行によるシニョレッジ(通貨発行利得)がもたらす再配分効果も重要である。前述のように、発行方式としては集中発行方式及び自律分散的発行方式がある。後者的方式では、サービスを受ける側にシニョレッジが発生することから、介護などボランティア的なサービスの受け手に対して購買力の再分配が行われていると考えられる。前者的方式では、地域通貨を発行する事務局にシニョレッジが発生しており、それがコミュニティー活動や地域内での平等化に用いられる

ことが多いため、弱者への購買力の再分配が行われやすい。

地域通貨制度においては、規模と効率性のトレードオフが存在することに注意する必要がある。地域通貨の流通範囲が小さ過ぎると交換手段として有効に機能することが難しくなることから、国民通貨制度の補完的役割を果たすためには、地域通貨制度はある一定の規模をもつことが望ましい。他方、規模が大き過ぎる場合には、地域通貨は信用に基づく制度であるため、参加者相互の自制・節度やモニタリングがうまく働くなくなる危険性がある。また、お互いの顔が見える範囲で潜在的な売り手と買い手を結び付けるという、情報コストの節約というメリットも失われてしまう。つまり、地域通貨制度が効果的に働くためには、大き過ぎることも小さ過ぎることもなく適切な規模であることが重要である⁸⁾。

地域通貨制度の経済外的なメリット 地域通貨制度は、国民通貨制度の下では取引されにくい、地域に密着した財・サービスの取引を促進し、地域社会における人的な交流やきずなを深めることができるという点で有効である。地域通貨は、その意味で地域における人的交流、相互扶助、善意を促進するための象徴となりうるのである。現在のように、核家族化し、家族内のきずなや地域内のつながりが希薄になると、家族内・地域内での相互扶助の精神も失われやすい。こうした状況で、地域通貨を導入することにより、地域社会内における人的ネットワーク、非公式の社会的安全網（ソーシャル・セーフティーネット）の仕組みなど「社会資本」（social capital）を再構築することが可能になる。地域通貨を導入した多くの地域では、参加者間の交流が深まり地域における連帯意識が高まることが報告されている。

2. 日本における経済的、経済外的な動機

近年の日本における地域通貨制度の急速な発展の背景としては、経済的、経済外的な要因を指摘することができる。

地域経済の活性化 日本経済はこの十年間バブル後の不況に悩まされてきたが、地方における経済状況の悪化は都市部と比べてより深刻である。また、モータリゼーションの進

8) LETSに関するケーススタディを行った Seyfang (2001) は、「LETS の規模が大きくなりすぎると、その良さが失われる」という結論を得ている。その意味で、地域通貨は国民経済全体に関する経済問題（たとえば物価デフレ）を解決しうるという考え方（社会経済生産性本部 2002），あるいはそれが経済のグローバル化に対抗しうるほどの力になるとする考え方（Pacione 1999）は受け入れにくい。地域通貨制度が国レベルの経済問題に対処しうるほどの、あるいは経済のグローバル化に対抗できるほどの大きな規模に成長してしまうと、その多くのメリットが失われる恐れがあるからである。

論 説

展や郊外型大型店の進出により、特に地方の商店街では活力の低下や集客力の落ち込みが見られる。これらの経済状況の変化を契機として、地域社会の構成員や商店街の店主らによって、彼らの事業や商店街の活性化のために地域通貨が導入されている。地域通貨を導入することで、従来の商業地域における消費者の購買意欲を刺激することが期待されているわけである。

しかし、我々が見るところでは、日本ではこのような目的を持った地域通貨制度は十分成功していないようである。その理由としては、地方都市における中心市街地の地盤低下は構造的なものであり、これを反転させることは容易ではないという点が挙げられる。しかしながら、この点について実証するにはより詳細なデータが必要だろう。

地域レベルでの相互扶助の促進 日本における急速な社会的変動も、地域通貨導入の背景として重要である。終身雇用制度の崩壊、サラリーマンの会社への帰属意識の希薄化、急速な高齢化、莫大な財政赤字と公的債務の累増、退職後の年金制度や医療制度に対する不信感等の要因により、かつて成功例とされた日本の経済システムの脆弱性が明らかになっている。また、工業化や都市化、核家族化の進展に伴い、伝統的な家族や地域のきずなは日本全国で失われつつある。しかしながら、政府や企業はこれらの社会的な変化に十分対応できていないと認識されている。このような中で、人々はもはやみずから的生活を守るために既存の経済システムや政府に頼ることはできないと感じ始めている。また、家族や地域のつながりの希薄化によって、失業、疾病といったリスクに備えることが難しくなっている。その結果、地域社会の中で互恵的な取引に基づく新たな相互扶助—非公式なセーフティーネットーの仕組みを構築しようという動きが生まれており、地域通貨には、このような互恵的な取引を仲介し社会資本を育てる役割が期待されているのである。

我々が見るところ、日本の地域通貨制度は、地域の連帯や結束、独自性を強めることなど、総じて経済的な動機よりも経済外的な動機を重視しているものが多い。とりわけ、近年の地域通貨急増の背景としては、地域社会における人的なきずなの再構築が重要な契機となっているように思われる。そのため、地域の非営利組織（Non-profit organization, NPO）や非政府組織（Non-governmental organization, NGO）が中心的な役割を果たしているケースが多い。一方、「Como」や「だがあ」といった地域通貨では、その活動の推進において団塊の世代が重要な役割を果たしていることがアンケートの回答等で指摘されている。彼らは現在中高年に達しており、退職後の計画を立て始める時期にいる。地域社会における人的関係を再構築することで人生の後半に備えたいと考える中高年者が多く、地域通貨制度は彼らにとって地域に関わるきっかけとなっているようと思われる。

地域通貨の発生要因 福重（2001）は、日本の地域通貨に関する定量的な分析を行っている数少ない研究である⁹⁾。同氏は、どのような特徴をもった地域が地域通貨を導入する傾向が強いのかを検討するために、都道府県レベルにおける地域通貨発生件数の決定要因をポアソン分布を用いて分析している。その結果、全国平均からの物価格差が大きい地域、中間年齢（15-64歳）人口が多く第二次・第三次産業の就業者が少ない地域、野党議員数が多い地域ほど、地域通貨の発生件数が高いと言う結果を得た。そこから、学生や専業主婦が多いほど、中央政府に対抗する風潮が強いほど地域通貨が導入されやすいという見方を支持している。また、全国平均からの物価格差が大きい地域ほど発生件数が高いという結果は、地域通貨が高物価ないし低物価に対抗するために発行されていると解釈することができるとしている。

以上の点をまとめると、日本の地域通貨は、地域社会内で限定された財やサービスを取引する際の価値尺度、支払手段として、一定の機能を果たしているようである。しかしながら、利子は生じず、有効期限が設定されている地域通貨もあり、地域通貨自体の持続性が不確実であることから、価値保蔵手段としての機能は限定されている。地域通貨導入のきっかけとしては、経済的な動機よりもむしろ、地域内的人的交流の緊密化による相互扶助・連帯・結束の促進、地域の自立など経済外的な動機が大きな役割を果たしているといってよい。

3. 1990年代後半における地域通貨制度の急増の要因

日本における地域通貨制度はその大半が1990年代後半に導入されており、特に1999年から2001年にかけて急増している。この時期に地域通貨制度が急増した背景として、いくつかの点が挙げられる。

NPOやNGO活動の活発化と地方政府の政策 日本では1990年代以降、非営利組織（NPO）や非政府組織（NGO）の活動が拡大しており、最近の地域通貨制度の急増はこれらの動きに触発されたものだと考えられる。1998年の「特定非営利活動促進法」の施行や2001年のNPO支援税制の導入は、NPOやNGOの活動を活発化させる契機となった。多くの新しいNPOでは、特に財政の分権化や高齢化に対応する形で、市民の関心と自覚を高めるために地域通貨制度を導入している。

日本では現在も中央政府の権限は強いものの、政策決定権や社会サービスの提供を地方

9) 福重氏は本稿で対象としている地域通貨を「狭義の地域通貨」と呼び、本稿で考察の対象外としている時間預託制度を含めた地域通貨を「広義の地域通貨」と呼んでいる。

論 説

に委譲するために、財政制度の分権化が進められている。地方政府は、地方経済を活性化させるために多くの財源を投じてきたが、みずからが労働集約的な社会サービスを直接供給するには限界があることから、その多くは高齢者介護等の社会サービスの提供においてNPOを活用していく傾向にある¹⁰⁾。

地域通貨制度は、このような社会サービスの互恵的な取引を促進するツールとして有用だと考えられている。地域社会において、買い物代行、車での送迎、話し相手等の日常の生活支援を必要としている高齢者は多い。しかし、高齢者はこうしたサービスを受ける存在であるのみならず、子育てへのアドバイスや各種相談等のサービスの潜在的な提供者でもある。高齢者が一方的にサービスを受ける対象としてだけでなく地域社会の人々とお互いに助け合う仕組みとして、いくつかのNPOが1990年代後半に地域通貨制度を開始したことが報告されている。

北アメリカやヨーロッパにおける成功事例 近年の日本における地域通貨制度導入は、北アメリカやヨーロッパ等における成功事例に触発されたものであることは、疑う余地のないところだろう。LETS（カナダ、アメリカ合衆国、イギリス、オーストラリア）、イサカアワー（アメリカ）、トロントダラー（カナダ）、SEL（フランス）、タウシェリング（Tauschring、ドイツ）、RGT（アルゼンチン）等の地域通貨は、取引を基本とする地域通貨制度に影響を与えた。タイムダラー（アメリカ）、フェアシェアーズ（イギリス）、時間銀行（Banca del Tempo、イタリア）は、サービス・クレジットに基づく地域通貨制度の導入を促した。

例えば「だんだん」を導入した「NPO 法人タイムダラー・ネットワーク・ジャパン」は、タイムダラーの創設者エドガー・カーン博士の支援を受けて設立された。また、LETSは「キョートレッツ」、「せと」、「パールレッツ」等の市民グループによって導入されている。「クリン」では、準備段階においてイサカアワーからサービスのメニュー表を取り寄せ、それを参考にして自身のサービスのメニュー表を作成したと報告している。また、「クリン」、「善」、「ZUKA（づか）」、「ぱれっつ」、「夢たまご」等が採用しているエコマネーは、LETSやタイムダラーを参考にしてつくられたものである。

メディアの役割 日本の各地で地域通貨が導入されるにいたった具体的なきっかけは、

10) この傾向は、介護保険制度において特に顕著である。高齢化の進展にともなう介護サービスへの需要増加に対応して、2000年4月に介護保険制度が導入された。この制度の下では、NPOは介護保険から介護報酬を受け取ることができる介護保険指定事業者として、サービスを提供することが可能となった。NPOは同時に、要介護度が軽いため介護保険対象外であるが何らかの日常生活上の支援を必要とする高齢者へのサービスの提供において、大きな役割を担うことが期待されている。

市民主導のグループと行政主導で組織されたグループとで異なると考えられる。行政主導のグループでは、地方政府の財政上の制約から地域活性化策がハード面からソフト面に重点を移す中で、「クリン」等の先行事例の成功が注目を集め、多くの自治体が地域通貨の導入を検討し始めた。市民主導のグループの中には、きっかけとして1999年5月にNHK BS放送で放映された番組「エンデの遺言」を挙げるグループが多く、経済や社会的な状況への閉塞感から「投機を生み出す通貨を問い合わせ直そう」というミヒャエル・エンデのメッセージが支持を集めたと考えられる。さらに、いくつかのグループの成功事例が、新聞やテレビ等のメディアで積極的に取り上げられ、地域通貨が全国的に普及する大きなきっかけとなった。

IV. 地域通貨に関する公共政策：若干の国際比較

日本における公共政策 我々が行ったアンケート調査への回答から、日本の地域通貨グループの中には、行政からの援助を全く受けたくないとするものと、市町村からの支援を受けている又は受けることを希望しているものとがあることがわかった¹¹⁾。しかし、いずれのグループも行政からの干渉は受けたくないと回答している。実際、日本では、地域通貨制度の開始や運営にあたって、申請書類等の文書を政府に提出する等の法的な要件は一切なく、中央政府も全く干渉は行っていない。

ただし、「紙幣類似証券取締法」は、紙幣類似の作用をなすに至るような証券についてその発行や流通を禁止できるとしている。紙幣類似の作用をなすとは、一般的に「どこでも、誰でも、何にでも、支払ないし決済の手段として利用できる」ことを指し、つまり、通貨としての一般的受領性をもつことを意味する。現行の地域通貨は、特定のグループ内の参加者（メンバー）が特定の財・サービスを対象に取引を行う手段であることから、同法には抵触しないと解釈されている。また、円との交換性をもつことは、同法に抵触する可能性が高い。

元大蔵省財務官の榊原英資氏や財務省大臣官房参事官（当時）の大村雅基氏は共に、地域通貨制度の規模は非常に小さいため、税制について議論するに足らないと述べている（Time, 2002）。また、日本銀行においては、地域通貨の問題に関する公式見解を出していないものの電子マネーの育成には積極的な姿勢を見せていることから推察されるように、地域通貨の存在が金融行政や金融政策の有効性等に重要な影響を及ぼすとは考えていない。

11) エコマネーを実施している団体の多くは、市町村から補助金や事務局スペースの提供を受けている。また、エコマネーの推進においては市町村職員が指導的な役割を果たしていることが多い。

論 説

ようである。

このように、当面のところ、日本における地域通貨制度は「紙幣類似証券取締法」などの法に反しない限り、国の通貨制度、税制、金融行政・政策にとって重要な脅威にあたるものとみなされてはいないといってよい。

アメリカ合衆国における地域通貨への政策 アメリカ合衆国政府はイサカアワーについて、紙幣の大きさはドル紙幣よりも小さく額面金額は最低1ドル相当とし、内国税歳入庁(Internal Revenue Service, IRS)に課税所得として申告することを義務付けている¹²⁾。地域通貨取引といえども、それによる所得を補足し税制体系に取り込もうとする立場を取っているといえよう。

アメリカでは私的な硬貨の铸造は「連邦法」によって禁じられているが、紙幣の発行に関する規定はないことから、紙幣を用いた現行の地域通貨は合法であると解釈されている¹³⁾。但し、1ドルよりも額面が少ない通貨の発行は禁止されている¹⁴⁾。また、「連邦法」の偽造禁止条項が法定紙幣と似た大きさや形の紙幣を禁止としていることから、地域通貨の紙幣の大きさはドル紙幣よりも小さければよいとされている¹⁵⁾。このような条件のもとで、現在の地域通貨は合法だとみなされている。また、アメリカ合衆国の中銀である連邦準備制度理事会(Federal Reserve Board, FRB)も、クリーブランドのFRBがイサカアワー等の地域通貨に関する研究レポート(Good, 1998)の中で、金融政策に及ぼす弊害や影響をなんら論じていないことから示唆されるように、特に地域通貨を禁止・規制するようなスタンスは取っていない。

アジアの地域通貨と公共政策 日本以外のアジア地域においては、実際に地域通貨が導入された例は少なく、現時点ではタイの「ビア・クッド・チュム(Bia Kud Chum)」のみが知られている(Pichpongsa and Khlangpukhiaw, 2002; Puntasen et al., 2002)¹⁶⁾。タイでは、1997年に国内的、国際的に活動しているNGOが共同で、「タイ地域通貨制度プロジェクト」(Thai Community Currency Systems Project, TCCS)を開始した。このプロジェクトでは、地域社会の経済的自立を促す方策として地域通貨に注目し、北アメリカやヨーロッパにおける事例研究を行った。また、地域通貨の概念と運用方法に関する知識を普及させようとしている。

12) Wall Street Journal (1996).

13) U.S. Statutes at Large (1864); U.S. Statutes at Large (1948); Solomon (1996).

14) U.S. Code (1995).

15) U.S. Code (1988); Solomon (1996).

16) この他、インドネシアでも地域通貨導入の動きがみられる。1999年の「タイ地域通貨制度プロジェクト」(TCCS)会議に参加した国際NGOによってTCCSの試みが紹介されたことをきっかけに、地域通貨を学習する試みがインドネシア各地で始められた(Kismadi, 2002).

せるために、各地でワークショップを開催した。このワークショップに参加したタイ北東部の Yasothorn 県クッド・チュム地区の村民が地域通貨の導入に興味を持ち、2000年3月に「ビア・クッド・チュム」を開始したのである。

しかし、マスメディアが「『ビア・クッド・チュム』の導入は、独立国家を樹立するためのステップかもしれない」と報道したことから、2000年4月にタイ中央銀行（Bank of Thailand）のスタッフ、県庁の役人、警察、軍隊が出動して「ビア・クッド・チュム」の調査を行った。その調査に基づき、タイ中央銀行は同年7月にその使用を次の二つの理由から違法とした。まず、「ビア・クッド・チュム」は「何人も財務省の許可なしに、貨幣に代わるものを作成したり使用したりすることを禁ずる」というタイの「通貨法」（Currency Act）に違反しているとした。加えて、「ビア・クッド・チュム」の発行主体がビア銀行（Bia Bank）という呼称を用いていることが、「商業銀行以外は『銀行』という名称を用いることを禁止する」とする「商業銀行法」（Commercial Banking Act）にも違反するとしたのである¹⁷⁾。

V. 日本における地域通貨制度の教訓と今後の課題

日本における地域通貨制度はまだ発展段階にあり、取引される財やサービスは限定されている。しかし、多くのグループが、地域通貨の導入によって参加者間の互恵的な取引が促進されているだけでなく、地域社会での人的交流や相互扶助の精神が生まれつつあることを指摘している。地域通貨を媒介とした取引は、新たな人的ネットワークを作り出すとともに、既存のきずなを深める役割を果たしている。地域通貨がコミュニティー・レベルでのボランティア活動、社会資本の構築を促進していることは明らかである。このように、地域通貨は現在のところ規模は小さいものの、地域社会に、主として経済外的にプラスの効果をもたらしていると考えられる。

明確な目標 成功している地域通貨グループの多くが、成功のための条件として、グループとして目標を明確にしそれを参加者が共有することが重要であることを強調している。日本では、地域通貨を一旦は導入したもののが休止にいたってしまったグループもいくつか

17) タイ中央銀行は現在も地域通貨を違法とする姿勢は変えていないが、最近になってタイ中央銀行と研究者や「ビア・クッド・チュム」の実施グループとの間で対話が始まっている。具体的には、2002年からタマサート大学において地域通貨に関する研究プロジェクトが開始されており、その運営委員会にタイ中央銀行のスタッフも加わっている。そして、そのプロジェクトの一環として、「ビア・クッド・チュム」の活動が再開される予定である。

論 説

あるが、それらの多くは地域通貨の導入によって達成すべき目標を明確にしていなかったことが指摘されている。地域通貨の導入自体が目的となってしまっては、成功するのは難しい。地域通貨制度の成功のためには地域住民の支持が不可欠であり、市町村職員の主導の下で始められた場合には特に地域住民の支持を得られるか否かが成功の鍵となる。また、地域の独自性やニーズに対応できるように地域通貨制度を設計することも重要である。

信用と信頼性 成功した地域通貨制度のもう一つの重要な特徴は、地域社会レベルで信用及び信頼性が存在していることである。地域通貨制度が機能するためには、少数のフリーライダーが大量に地域通貨を使用するような事態を排除するメカニズムが必要である。例えば「yufu」では、借用書の発行者は発行時に借用書に署名することが求められている。この仕組みは、特定の参加者による使い過ぎを防ぎ、地域通貨制度の信頼性を維持する上で有用である。なぜならば、大量に地域通貨を発行してサービスの提供を受けた参加者は、最終的には借用書の持参人にサービスを提供するという義務を果たすことが要求されるからである。このような仕組みが、地域通貨の使い過ぎに対して参加者の自制・節度を促すのに役立っている。

この他にも信頼性を確保する手段として、「ガル」や「だがあ」のように、新規入会の際に既存の参加者からの紹介を義務付けている団体もある。

技術的な改善 地域通貨制度の更なる発展のためには、インターネット利用の促進や、制度運営のためのソフトウェア開発など技術的な改善が有効である。インターネットやコンピューター・システムは、地域通貨の準備段階及び運用段階において非常に役立っている。例えば、多くの地域通貨団体がホームページを開設しており、地域通貨を始めようとする人々は、これらのホームページを通じて既存の地域通貨の経験等に関する情報を収集することができる¹⁸⁾。運営段階においても、売り手と買い手のマッチング、口座管理、取引に関する決済等に関するソフトウェアが開発されており、インターネットを通じてこれらを行うことができるようになっている。このような技術の利用は、多くの地域通貨で課題となっている人件費及び運営費の削減につながる。

また今後、電子マネー形態の地域通貨が発展する可能性もあることから、それをめざすグループにとっては、インターネットやコンピューター・システムの構築は欠かせない。

今後の課題 運用段階における課題の一つは、地域通貨への参加者数が少なく、参加者

18) 例えば、エコマニー・ネットワークはインターネット上に「エコマニー・マニュアル」を掲載している。

の中に活動的でない者が存在することである。その理由の一つとして、参加者となる可能性がある人々に地域通貨制度の概念やメカニズムを理解してもらうことが困難であることが挙げられる。日本では、ボランティア活動やお手伝いは無料で提供するべきであると考える人々が多く、またお金について話すことはタブー視されることが多い。特に高齢者やボランティア活動の熱心な参加者にとって、地域「通貨」という概念を受け入れることが当初難しいようである。このため、様々な人々が地域通貨を地域社会における交流や友好、相互扶助を促進する有効な道具として受け入れ、使うことができるよう制度設計することが重要である。また、このような準備段階において地域通貨の概念や制度について理解を進めるために、地域通貨制度に関する啓蒙活動を行うことが有効だと考えられる。この他の課題としては、地域通貨制度の管理における人件費や運営費を確保することが困難である点が挙げられるが、これは日本の市民運動一般に共通する課題だろう。

VII. おわりに

日本では現在準備段階のものも含めて、160以上の地域通貨が存在していると言われる。その多くはごく最近、とりわけ1999年から2001年にかけて、北アメリカやヨーロッパ等の成功事例に続く形で導入されたものである。まだ試行段階にある地域通貨も多い。地域通貨は、経済的、経済外的なメリットの追求をめざして導入されてきた。ただし、歴史がまだ浅いことから、地域通貨が参加者や参加コミュニティーにどのような経済的メリットを与えてきたかを測定することは現時点では困難である。地域通貨は地域社会に特有な財・サービスの互恵的な取引を通じて、人的交流や相互扶助の精神を深め、ボランティア活動・環境保護活動の促進など経済外的なメリットをもたらしてきたといってよい。地域通貨制度は、地域社会レベルでの結束や連帯、協力関係を強める有用な道具となる可能性を持っているといえる。

公共政策的な観点からは、地域通貨制度は国民経済全体に対して、少なくとも初期の段階においては重大な影響を与えるものではない。地域通貨制度の規模や影響は当面限られたものであり、政府は地域通貨制度の導入に対して懸念を抱く必要はない。タイのように、地域通貨制度の導入が一国の金融政策の自律性を損なうことを恐れ、それを禁止する発展途上国もあるが、そうした対応は適切とはいえない。むしろ途上国における地域通貨制度の発展は、地域社会レベルでの人的ネットワークや非公式のソーシャル・セーフティーネットの強化など「社会資本」の構築を通じて、住民の連帯・自立意識を高め、経済発展につなげる契機さえ持っている。地域通貨制度は現状の規模を極めて大きく上回らない限り、

論 説

一国の経済運営にとって脅威となることはなく、中央・地方政府は支援することはあっても、それに歯止めをかける目的で干渉すべきではない。

しかしながら、地域通貨制度の下で取引きされる財・サービスの範囲や参加者数、流通範囲が大幅に拡大し、地域通貨が給料の支払いや通常の財・サービスの売買に使用される頻度が大幅に高まるようになれば、国の通貨発行権、契約の履行、課税、会計処理等の制度上の問題が重要になりえよう。現行法では、不特定多数の人々を対象にした、一般的な財・サービスの取引のためにいつでも使える地域通貨を発行することは禁じられており、地方自治体が地域通貨の発行主体となることも望ましくない。たとえそうした合法条件が満たされたとしても、紙幣類似の地域通貨の流通が大幅に拡大すると、一国の通貨政策の観点からその影響を考慮する必要が出てくる可能性がある。契約履行の観点からは、地域通貨の持参人がその権利を行使できない場合に、契約を履行させるためにどのような法律的な手続きがとられるべきかが重要だろう。税制面では、地域通貨で支払われる収入や給料は所得税課税の対象とすべきか、あるいは地域通貨を媒介とした取引に消費税や付加価値税は課されるべきかといった問題があろう。商店や企業は、地域通貨での收支を会計上いかに処理すべきかといった点も課題になろう。国民経済活動に占める地域通貨取引の比重が無視し得ない水準にまで増大した場合には、これらの諸問題に明確な回答を与える必要があろう。しかし、地域通貨制度の規模が現状を越えて極めて大きくならない限り、これらは現実的に重要な問題ではない。

参考文献

- 福重元嗣 (2001) 「地域通貨の発生に関する計量分析」『神戸大学経済学部ディスカッション・ペーパー』No. 0116.
- Good, Barbara A. (1998) "Private Money: Everything Old is New Again." *Economic Commentary Series*, Federal Reserve Bank of Cleveland.
- 泉留維 (2000) 「地域通貨の有効性についての考察(2)」『自由経済研究』第16号、1-39、ぱる出版。
- 泉留維 (2001) 「市民信用としての地域通貨—共生型地域コミュニティの形成に向けて」日本NPO学会編集委員会編『NPO研究2001』所収、日本評論社、53-63。
- Kawai, Masahiro and Asako Shimazaki. (2002) "Japan's Community Currency Systems." A paper presented to the international conference on "Alternative Economic Systems in Asia: Challenges of Community Currency Systems," held in Bangkok on February 20-22.
- Kismadi, Budhita. (2002) "Introducing Community Currency Systems: an Indonesian Experience" A paper presented to the international conference on "Alternative Economic Systems in Asia: Challenges of Community Currency Systems," held in Bangkok on February 20-22.
- 西部忠 (2000) 「LETについて」<http://www.econ.hokudai.ac.jp/~nishibe/lc.html>.
- Nishibe, Makoto. (2001) "On LETS." <http://www.econ.hokudai.ac.jp/~nishibe/lc.html>.
- Pacione, Michael. (1999) "The Other Side of the Coin: Local Currency as a Response to the Globalization of Capital." *Regional Studies*, Vol.33, No.1, pp. 63-72.

日本の地域通貨制度

- Pichpongisa, Wanlop and Pornpita Khlangpukhiaw. (2002) "Opportunities and Challenges of Community Currency Systems: The Case of Bia Kud Chum." A paper presented to the international conference on "Alternative Economic Systems in Asia: Challenges of Community Currency Systems," held in Bangkok on February 20-22.
- Puntasen, Apichai, Preecha Piampongsant, Jaturong Boonyarattanasoontorn, Jarupa Sodarak and Chanarun Pruthiarenun. (2002) "A Systems of Local Exchange: A Case Study of Thailand." A paper presented to the international conference on "Alternative Economic Systems in Asia: Challenges of Community Currency Systems," held in Bangkok on February 20-22.
- Seyfang, Gill. (2001) "Community Currencies: Small Change for a Green Economy," *Environment and Planning A*, Vol.33, No.6, pp. 975-996.
- 社会経済生産性本部 (2002) 『経済活性化特別委員会報告書・デフレなど日本経済の苦境脱出に地域通貨（エコマネー）を！』 7月19日発表。
- Solomon, Lewis D. (1996) *Rethinking Our Centralized Monetary System: The Case for a System of Local Currencies* (Westport, CT: Praeger).
- Time (2002) "Small Town Bartering: No Yen? No Problem!" February 18, pp. 22-23.
- U.S. Code (1988) Vol. 12, sec.491.
- U.S. Code (1995) Vol. 18, sec.491.
- U.S. Statutes at Large (1864) Vol. 13, p.120. Act of June 8, 1864.
- U.S. Statutes at Large (1948) Vol. 62, p.709. Act of June 25, 1948.
- Wall Street Journal-Eastern Edition* (1996) "Community Groups Print Local (and Legal) Currencies." Vol. 227 Issue, 126 (June 27), pp. B 1-B 6.